

# 厚生労働省が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

## 基本診療料／特恵診療料の施設基準の届出について

当院は九州厚生局に下記の届出を行っております。

### 【基本診療料】

- ・ 明細書発行体制加算
- ・ 医療情報取得加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

※2026 年 6 月より電子的診療情報連携体制整備加算へ

### 【特掲診療料】

- ・ 在宅時医学総合管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ 酸素単価

---

### 【生活習慣病管理料Ⅱ】

高血圧症、脂質異常症、糖尿病の専門的・総合的な治療管理を目的に患者様個々人の「生活習慣病療養計画書」を作成し、継続治療を行っております。患者様の状態に応じた処方箋の対応が可能です（28 日以上処方、リフィル処方箋など）。

### 【特定疾患療養管理料/特定疾患処方管理加算】

厚生労働大臣が定める疾患に対しかかりつけ医としてのプライマリケア機能を担うことを目的とし、継続的な病状の評価、定期検査、その評価に基づいた処方の調整、食事・運動・服薬指導などを行っております。

【医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備について】

患者様の同意のもと医師等が診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施し、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

また算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。

【一般名での処方について】

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤成分に基づく一般名処方（一般的名称）で処方箋を発行する場合があります。一般名処方により特定医薬品の供給不足時でも必要な医薬品を提供しやすくなります。ご不明点は医師にご相談ください。

【長期収載品（先発医薬品）の処方について】

令和 6 年 10 月から、後発医薬品（ジェネリック）のある医薬品において、先発医薬品（長期収載品）を希望し医療上の必要性が認められない場合には、後発医薬品と先発品の差額の 4 分の 1 を患者様にご負担いただくことになりました（選定療養）。

【明細書発行について】

算定した診療報酬の区分・項目の名称および点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、受付にお申し出ください。

【混合診療について】

保険診療のルールにより、保険診療と自費診療を同日に行うことはできません。そのため当院では、自費診療は保険診療とは別日にご来院をお願いしております。

保険診療と自費診療の両方をご希望の場合は、別日にてご受診ください。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

【保険外負担に関する事項】

当院では、保険外診療について実費料金のご負担をお願いしております。

料金は下記のとおりです。※消費税が別途かかります

ご不明な点は当院職員へおたずねください。

診断書・証明書 1000 円～

生命保険関係診断書 7000 円

健康診断書 3000 円～

各予防接種 5500 円～

にんにく注射（内税）1650 円～

おむつ代など 100 円～